

平成25年第4回尾鷲市議会定例会会議録

平成25年12月20日（金曜日）

議事日程（第5号）

平成25年12月20日（金）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第65号 尾鷲市地域の元気臨時交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第66号 尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第67号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第68号 尾鷲市市税条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第69号 尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第70号 尾鷲市過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第71号 尾鷲市社会教育委員設置に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第72号 尾鷲市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第73号 尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第74号 尾鷲市延滞金の利率の見直しに伴う関係条例の整備について
- 日程第12 議案第75号 平成25年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について
- 日程第13 議案第76号 平成25年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第14 議案第77号 平成25年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第15 議案第78号 平成25年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第16 議案第79号 平成25年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1

号)の議決について

(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第17 陳情第6号 市民室内25m温水プールの建設・設置についての
陳情

(委員長報告、質疑、討論、採決)

出席議員(13名)

1番 真井紀夫 議員	2番 内山花静 議員
3番 中平隆夫 議員	4番 田中勲 議員
5番 小川公明 議員	6番 濱中佳芳子 議員
7番 三鬼和昭 議員	8番 南靖久 議員
9番 榎本隆吉 議員	10番 高村泰徳 議員
11番 奥田尚佳 議員	12番 三鬼孝之 議員
13番 村田幸隆 議員	

欠席議員(0名)

説明のため出席した者

市 長	岩 田 昭 人 君
副 市 長	山 口 武 美 君
会計管理者兼出納室長	大 倉 令 資 君
市長公室長	奥 村 英 仁 君
総務課長	大 川 一 文 君
財政課長	上 田 敏 博 君
防災危機管理室長	大 和 勝 浩 君
税務課長	中 森 將 人 君
市民サービス課長	南 進 君
福祉保健課長	下 村 新 吾 君
環境課長	野 田 耕 史 君
商工観光推進課長	佐 野 憲 司 君

魚まち推進課長	内山洋輔君
木のまち推進課長	小倉宏之君
建設課長	更谷哲也君
水道部長	浜田一志君
尾鷲総合病院事務長	諦乗正君
尾鷲総合病院総務課長	和田恭典君
尾鷲総合病院医事課長	尾崎八重子君
教育委員長	平山豊君
教育長	二村直司君
教育委員会教育総務課長	川端直之君
教育委員会生涯学習課長	川口清君
教育委員会学校教育担当調整監	五味勝哉君
監査委員	桑原紘市君
監査委員事務局長	湯浅富士雄君

議会事務局職員出席者

事務局長	内山雅善
議事・調査係長	岩本功
議事・調査係書記	松永佳久

〔開議 午前 10 時 00 分〕

議長（高村泰徳議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は 13 名であります。よって、会議は成立しております。

次に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第 5 号により取り進めたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、日程第 1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 87 条の規定により、議長において 9 番、榎本隆吉議員、11 番、奥田尚佳議員を指名いたします。

次に、日程第 2、議案第 65 号「尾鷲市地域の元気臨時交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」から日程第 16、議案第 79 号「平成 25 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 1 号）の議決について」までの計 15 議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました 15 議案につきましては、所管の常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員会、三鬼孝之委員長。

〔12 番（三鬼孝之議員）登壇〕

総務産業常任委員長（三鬼孝之議員） 私ども総務産業常任委員会へ付託されました、議案第 65 号「尾鷲市地域の元気臨時交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」、議案第 67 号「職員の給与に関する条例の一部改正について」、議案第 68 号「尾鷲市市税条例の一部改正について」、議案第 69 号「尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について」、議案第 70 号「尾鷲市過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について」、議案第 74 号「尾鷲市延滞金の利率の見直しに伴う関係条例の整備について」、以上 6 議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

去る 12 月 13 日午前 10 時より、市長、副市長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました 6 議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決

しましたので御報告を申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（高村泰徳議員） 次に、生活文教常任委員会、内山花静委員長。

〔 2 番（内山花静君）登壇 〕

生活文教常任委員長（内山花静議員） 私ども生活文教常任委員会に付託になりました、議案第 66 号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、議案第 71 号「尾鷲市社会教育委員設置に関する条例の一部改正について」、議案第 72 号「尾鷲市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」、議案第 73 号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」、以上 4 議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

去る 12 月 16 日午前 10 時より、市長、副市長、教育長、病院事務長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました 4 議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。よろしく御審議賜りますよう、よろしく願います。

議長（高村泰徳議員） 次に、予算決算常任委員会、南靖久委員長。

〔 8 番（南靖久議員）登壇 〕

予算決算常任委員長（南靖久議員） おはようございます。

私たち予算決算常任委員会に付託になりました、議案第 75 号「平成 25 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 4 号）の議決について」、議案第 76 号「平成 25 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の議決について」、議案第 77 号「平成 25 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）の議決について」、議案第 78 号「平成 25 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 2 号）の議決について」、議案第 79 号「平成 25 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 1 号）の議決について」、以上 5 議案について、当委員会における審査の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

去る 12 月 17 日及び 18 日の両日午前 10 時より、市長、副市長、教育長、病院事務長、水道部長並びに関係諸課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査した結果、付託されております 5 議案のうち、議案第 75 号「平成 25 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 4 号）の議決について」につきましては、第 1 条、歳出第 9 款教育費、第 1 項教育総務費、第 2 目事務局費の学校耐震整備事

業のうち、尾鷲小学校中村山避難路整備に係る設計委託料 850 万円について、その予算執行に当たっては、当然のことではありますが、整備事業の対象となります地権者の同意と土地境界の確認及び近隣住民の方への事業周知と協力を事前に得ることが、事業実施に当たっての大前提であることは申すまでもないところであります。

また、整備予定箇所にあつては、現在も戦前の防空ごうが多く残存していることや、整備箇所近くののり面の強度にも不安があることから、補強等の対策が必要となることも予測でき、委員会の中では、土地境界の確認はもちろんのこと、こうした事前に行うべき調査が不十分ではないのかと意見が多く出されました。

以上のことを踏まえ、尾鷲小学校避難路整備事業予算 850 万円につきましては、これらの課題を十分に認識し、今後、それらの対応について事前に議会に示した上で予算執行することを附帯決議とし、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議案第 76 号、議案第 77 号、議案第 78 号、議案第 79 号の計 4 議案につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げ、委員長報告にかえさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（高村泰徳議員） 以上で各委員長の報告は終了いたしました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高村泰徳議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。討論はございませんか。

13 番、村田議員。

〔13 番（村田幸隆議員）登壇〕

13 番（村田幸隆議員） 私は、平成 25 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 4 号）について、反対の立場から討論をさせていただきたいと思っております。

今回計上されております補正予算、この案件及び予算については、何ら私は異議はございません。しかしながら、今回補正予算を計上された中で、教育費の学校耐震整備事業、ただいま委員長のほうから、附帯決議という報告がございました。

しかし、この附帯決議については、たびたび起こっておるのが現状でありまし

て、それは、なぜ附帯決議にしなければいけないか、こういうことを考えるに、一連の執行部からの予算計上において、拙速かつ整理不足かつ不明瞭、この3点が要因のところが多々あるのであります。完全に整理をされていないままでの予算計上、なぜきちっと手順を踏んで、順序どおりの予算執行、その手続をしないのか、私は理解できません。

こういった状況の中で、私の任期はまだ3年余りありますけれども、たびたびこのような予算計上をされ、そして予算執行するというあり方には、私は真っ向から反対でありますし、不満を持つものであります。

したがいまして、私は、今回の予算には何ら不足はありませんけれども、執行部及び関係の議案の提出のあり方、あるいは予算執行のあり方ということについて、一石を投じるという意味合いから、現在、民主主義で、私1人がこのことを主張しても成達はしませんけれども、ただいま申し上げましたように、一石を投じるという意味合いから、あえてこの補正予算に反対をするものでございます。

以上、反対討論といたします。

議長（高村泰徳議員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高村泰徳議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第2、議案第65号「尾鷲市地域の元気臨時交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（高村泰徳議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第66号「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

（挙手全員）

議長（高村泰徳議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第４、議案第６７号「職員の給与に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（高村泰徳議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第６７号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第５、議案第６８号「尾鷲市市税条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（高村泰徳議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第６８号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第６、議案第６９号「尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（高村泰徳議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第６９号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第７、議案第７０号「尾鷲市過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（高村泰徳議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第７０号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第８、議案第７１号「尾鷲市社会教育委員設置に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(高村泰徳議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第72号「尾鷲市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(高村泰徳議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第73号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(高村泰徳議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第74号「尾鷲市延滞金の利率の見直しに伴う関係条例の整備について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(高村泰徳議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第75号「平成25年度尾鷲市一般会計補正予算(第4号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。なお、予算決算常任委員長、南委員長からは、附帯決議を付して、審査報告書が出されております。委員長の報告のとおり決することに賛成の方、起立願います。

(起 立 多 数)

議長(高村泰徳議員) 起立多数。

起立多数であります。よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第76号「平成25年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（高村泰徳議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第77号「平成25年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（高村泰徳議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第78号「平成25年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（高村泰徳議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第79号「平成25年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（高村泰徳議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、陳情第6号「市民室内25m温水プール建設・設置についての陳情」を議題といたします。

ただいま議題の陳情につきましては、所管の常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

生活文教常任委員会、内山花静委員長。

〔 2 番（内山花静君）登壇 〕

生活文教常任委員長（内山花静議員） 私ども生活文教常任委員会へ付託されました、陳情第6号「市民室内25m温水プールの建設・設置についての陳情」について御報告させていただきます。

去る12月16日、委員会において慎重に審査いたしました結果、全会一致で採択すべきものと決しましたので御報告申し上げます。

なお、本陳情を審査する中で、当委員会では、競技選手の育成や健康づくり、機能回復を目的とした利用ができる室内市民プール建設の必要性はもとより、9,500人を超える署名を添えて本陳情が提出されたことの重みを全委員が認め、現在、プール利用のために他市町に通わざるを得ない市民への早期の対応とともに、中長期的ではなく、優先順位を高め、短期的に取り組むことが必要だという意見があったことを申し添えさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（高村泰徳議員） 以上で委員長の報告は終了しました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高村泰徳議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、通告はございません。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高村泰徳議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、採否の決定を行います。

日程第17、陳情第6号「市民室内25m温水プールの建設・設置についての陳情」の採否の決定を行います。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方、挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（高村泰徳議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、本件は、原案のとおり採択することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より挨拶がございます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 議員の皆様、大変お疲れさまでございました。

去る12月4日の開会以来、御提案を申し上げました「尾鷲市地域の元気臨時交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」を初めとする各種重要案件につきましては、終始慎重に御審議をいただき、いずれも御承認賜りまして、まことにありがとうございました。

審議の中におきまして、さまざまな指摘、御意見等いただきました点、特に、尾鷲小学校中村山避難路実施設計業務委託料につきましては、土地境界の確認及び近隣の皆様への周知や協力を事前に得るとともに、のり面の補強等についても十分心してまいりたいと存じますので、御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（高村泰徳議員） 去る12月4日開会以来、長い間御苦労さまでした。

これをもって平成25年第4回定例会を閉会いたします。

〔閉会 午前10時28分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員